

八幡浜地区施設事務組合議会の定例会の回数を定める条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日  
条 例 第 2 号 〕

改正

八幡浜地区施設事務組合議会の定例会は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。